

## 令和2年第2回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和2年2月17日（月）  
開会 15時30分 閉会 17時41分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 教育委員会室
- 3 出席者の氏名  
教育長 土崎 谷夫  
委 員 桑門 超 委 員 岩佐 礼子  
委 員 米倉 ゆかり
- 4 事務局  
教育部長 狩生 浩司  
教育総務課長（以下、「教総課長」という。）吉村 岩雄  
学校教育課長（以下、「学教課長」という。）高野 徹  
社会教育課長（以下、「社教課長」という。）淡居 宗則  
体育保健課長（以下、「体保課長」という。）榎 英樹  
本日の書記 総括主幹 御手洗 薫 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 3件
- 6 報告事項等 4件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0名

### 開 会

教育長 ただいまから令和2年第2回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 （出席委員の確認）

前回会議録の承認

教育長 前回の第1回佐伯市教育委員会の会議録の承認を岩佐委員お願いいたします。  
（会議録に署名）

教育長の報告

- ・1/23～25 校長面談
- ・1/24 第3回市町村教育長会議
- ・1/27～28 豪雨災害（28日臨時休校：松浦小、鶴見中、蒲江翔南学園）
- ・2/6 写真寄贈（教育委員会室）
- ・2/8 第62回県内一周駅伝結団式
- ・2/9 高齢者教室合同学習発表会
- ・2/10 退職者を送る会

- ・2/12 総合教育会議
- ・2/14 第4回行財政改革推進委員会
- ・2/16 宇目の里健康マラソン

## 議 案

### 【議 事】

#### 議案第1号 令和2年第1回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

- ・令和元年度一般会計補正予算（第4号）
- ・令和2年度一般会計予算
- ・佐伯市米水津保健センター及び米水津温水プール条例の一部改正について
- ・佐伯市B&G海洋センター条例の一部改正について
- ・佐伯市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
- ・佐伯市条例の廃止に関する条例等の一部改正について

教育長           それでは議事に入りたいと思います。議案第1号令和2年第1回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、令和元年度一般会計補正予算から担説明をお願いします。

教総課長       まず、全般的な説明をします。今回の補正予算は決算見込みによるもので事業費の確定に伴う減額や入札による入札残の減額がほとんどであります。

教総課長       ＝【教育総務課分】令和元年度一般会計補正予算（第4号）の概略を説明＝

社教課長       ＝【社会教育課分】令和元年度一般会計補正予算（第4号）の概略を説明＝

学教課長       学校教育課は今回の補正予算はありません。

体保課長       ＝【体育保健課分】令和元年度一般会計補正予算（第4号）の概略を説明＝

教育長           ただ今の説明について、何か質問等はありませんか。

全委員           なし

教育長           次に令和2年度一般会計予算の説明を各課からお願いします。

教総課長       令和2年度一般会計予算の説明を行います。今回の当初予算の要求方法は、これまでの積み上げ方式から枠配分方式に変更されました。政策予算である普通建設事業（建物の建設等）やソフト事業（扶助費、人件費）については前年から20パーセントのカット、部局予算（コピー代や電気代等の経常経費）については5パーセントのカットという枠の中で教育委員会内で調整を行い予算を組み立てて

おります。それでは内容について別紙2により説明を行います。

教総課長 = 【教育総務課分】令和2年度一般会計予算の概略を別紙2により説明＝

教育長 ただ今の説明について、何か質問等はありませんか。

全委員 なし

社教課長 = 【社会教育課分】令和2年度一般会計予算の概略を別紙2により説明＝

教育長 ただ今の説明について、何か質問等はありませんか。

全委員 なし

体保課長 = 【体育保健課分】令和2年度一般会計予算の概略を別紙2により説明＝

教育長 ただ今の説明について、何か質問等はありませんか。

全委員 なし

学教課長 = 【学校教育課分】令和2年度一般会計予算の概略を別紙2により説明＝

教育長 ただ今の説明について、何か質問等はありませんか。

全委員 なし

教育長 全体を通して何かご意見、ご質問はありませんか。

岩佐委員 匿名の寄附金は確実に使われるのですか。

体保課長 予算配分枠の外で使えます。

狩生部長 寄附者からは子どもたちのために使ってほしいと言われております。その趣旨にあった事業かの確認を行ったうえで事業を組み立てております。

教育長 その他全体を通して何かご意見、ご質問はありませんか。

桑門委員 グラッドストーンとの交流で学校の数が増えると説明されましたが生徒の数はどうなるのですか。

学教課長 各学校、少なくとも1名は参加していただきたいと考えております。

桑門委員 今までに比べてどうですか。

学教課長 城南中学校、鶴谷中学校の各15名の計30名となっておりますので、その数に近い人数になればと思っております。

教育長 いままでは、費用を保護者が負担していましたが費用の一部を寄附金から支出するよう予定しております。

教育長 その他ご意見、ご質問がなければ、次に進みます。

教育長 佐伯市米水津保健センター及び米水津温水プール条例の一部改正についてと佐伯市B&G海洋センター条例の一部改正については、改正の趣旨、内容等について類似性があるものですので一括して説明をお願いします。

体保課長 米水津温水プールとB&G海洋センターにつきましては、日曜日の利用時間を短縮しようとするものであります。現場の方から日曜日は利用者があまりいないのに施設を開けているとの声がありました。また、来年度からの枠配分方式の予算に対し、何か減らせる費用はないかと精査した中で、両施設の日曜日の利用を改めることになりました。利用状況を示した資料をご覧ください。両施設の夜間の利用状況をまとめたものですが、日曜日の利用が少ない状況です。日曜日の利用時間を短縮することによってB&Gは管理費用が年間で90万円、プール監視の人員費が41万5千円の削減、米水津温水プールは管理費用が年間で37万6千円削減されます。また、両施設とも電気代等の削減も見込まれます。このことにより両施設の利用時間を日曜日は午後5時までとするよう条例の改正を行うものであります。説明は以上です。

教育長 B&G海洋センター条例については、もう一つ改正点がありますので説明をお願いします。

体保課長 資料の15ページをご覧ください。利用時間と休館日のところで旧条例では、「ただし、所長が特に必要と認めるときは」とされているが第8条の利用の許可では「あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。」とされており矛盾があります。合併時のB&G海洋センターの所長は振興局の課長が兼ねていたため、規定が改正されないまま「所長」とされていたと思われます。今回は、利用時間を改正するタイミングで「所長」を「教育委員会」に改めるものであります。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

- 桑門委員 利用時間の表の見方を教えてください。プールで弥生と蒲江が 0.0 人となっているのは、開いているけど利用者がいないということですか。また、上の表の直川のところは、線が引かれているのは開いていないということですか。
- 体保課長 直川はプールしかないです。弥生は個別の利用表を見ても夜間の利用がありません。蒲江については確認をします。
- 教育長 利用実績のデータを精査してください。
- 体保課長 資料が間違っておりますので原本を読み上げます。上浦が 2.6 人と 1.4 人、弥生はともに 0 人、宇目は 4.8 人と 0 人、鶴見は 0.5 人と 0.4 人、直川はともに 0 人、蒲江は 0 人と 1.7 人です。
- 教育長 その他ご意見、ご質問がなければ、次に進みます。
- 教育長 佐伯市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、担当から説明をお願いします。
- 社教課長 本議案は教育に関する事務の一部について、市長が管理し、及び執行するため新たに条例を制定し、あわせて佐伯市行政組織条例に規定する部の事務分掌に当該事務を加えるとともに、関係条例の整備を行うものであります。本年 10 月 31 日開館予定のさいき城山桜ホールは、国内外の優れた文化芸術を市民に提供するとともに、文化芸術活動を行う市民に対し、活動や発表の場を提供するなど、文化芸術による豊かな地域づくりのための拠点としての役割が期待されているところであります。桜ホールの所管課は、単なる施設管理をするのみではなく、文化芸術活動の振興と地域活性化を図る目的の事業主体となる必要があります。そのためにも、教育委員会が文化芸術振興事業を所管し、市長部局が桜ホールを所管する現在の組織体制から、市長部局において文化芸術振興事業を所管する体制に移行することで、市長部局の事業との一体的な事業展開や地域づくりのための新たな事業の創出などに、より高い効果が見込まれます。以上のことから、桜ホールが市長部局の事業と連携した一体的な事業展開を行い、文化芸術による地域振興の拠点として最大限活用されるために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定に基づき、文化に関する事務を教育委員会から市長部局に移管しようとするものであります。本条例の制定により、現在、社会教育課の所掌事務である文化芸術の振興に関すること（文化財を除く。）及び佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所、佐伯市郷土芸能伝承館青山の 2 施設を市長部局に移管いたします。当該 2 施設につきましては、単に文化財を保存、継承するだけでなく地域に伝わる民俗文化財、伝統芸能を地域振興として活用する拠点施設として再活用するために移管したいと考えております。資料の 25 ページをご覧ください。「文化に関すること。」が地域振興部の事務分掌になります。資料 28 ページからは、蒲江

葛原郷土文化保存伝習所と郷土芸能伝承館青山について、現在、「教育委員会」と表現されている部分を全て「市長」に、「教育委員会規則」を「規則」と改める内容となっております。説明は以上です。

教育長 資料 42 ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に教育委員会の職務権限が記載されております。この法律により「文化に関すること」は教育委員会の議案として審議されるものとなっております。法律第 23 条では条例の定めるところにより、地方公共団体の長が教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することができるという特例が定められており、その中に「文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く）」があります。今回はその特例により市長が条例を制定するものであります。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

全委員 なし

社教課長 今、ご了解いただいた議案につきましては、条例になりますので教育委員会ではなく市長部局から議会に提出されるものであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項の規定により、議会は、議決をする前に教育委員会の意見を聴かなければならないとされておりますので、後日、議会から正式に本条例について意見を求められることとなりますが、その際は、改めて教育委員会を開催することなく、先ほどご了解いただいた内容により、議会に対し、「佐伯市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」佐伯市教育委員会としては、意見（異議）はない旨を回答してよいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり）

教育長 その他ご意見、ご質問がなければ、次に進みます。

教育長 佐伯市条例の廃止に関する条例等の一部改正について、担当から説明をお願いします。

社教課長 本条例は、美しい自然環境及び歴史的文化遺産を保存するために、歴史的環境保存地区を指定し、その現状の保全その他その保存のために必要な措置を定めることを目的としたものであります。この歴史的環境保存地区内においては、現状の保全のため、現状変更行為について、あらかじめ届出をして市長と協議しなければなりません。また、その他保存のために必要な措置として、修景基準や補助制度を定め、それらにより、歴史的環境保存地区内の格調の高い歴史的景観を保存されるものであります。今回、本市の魅力的な景観を守り次世代へと継承していくことを目的として、佐伯市景観計画を策定し、及び佐伯市景観条例が制定され

ます。景観計画及び景観条例では、本市の全域が景観計画区域として定め、大規模な現状変更をする際には、現状の保全のための事前協議、届出が必要となり違反した場合には指導、勧告又は命令を受けることとなります。その中でも、本市の景観形成を進める上で重要な役割を担う区域を景観形成重点地区に指定し、地区の特性に合わせた、きめ細かなルールを定めることができることとなります。策定される景観計画では、歴史的環境保存地区をカバーする形で山際周辺地区が景観形成重点地区に指定される予定です。その景観形成重点地区における景観づくりの基本方針は、地区の背景となる緑豊かな城山の保全・活用、武家屋敷の風情を残す歴史的街並み景観の保全・形成、四季の彩りを感じる緑豊かな街並み景観の形成であります。景観計画の策定及び景観条例の制定による良好な景観形成のための行為の制限等の措置により、これまでと同様に、引き続きこの地区の自然環境と一体となった格調の高い歴史的環境の保存が図られることから、本条例の目的は達成可能なため、景観計画の策定及び景観条例の施行に併せて佐伯市歴史的環境保存条例を廃止したいと考えております。なお、佐伯市景観条例に係る行為の届出が令和2年7月1日から着手されることから、本条例の廃止日を令和2年7月1日としております。説明は以上です。

教育長 資料 44、45 ページをご覧ください。佐伯市の条例がその役割を終えて、条例制定の意味がなくなったときは「佐伯市条例の廃止に関する条例」に明記していくこととなります。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

全委員 なし

教育長 なければ議案第 1 号につきましては、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

#### **議案第 2 号 佐伯市教育委員会会計年度任用職員の任用、報酬及び勤務条件等に関する 規程の制定について**

教育長 議案第 2 号佐伯市教育委員会会計年度任用職員の任用、報酬及び勤務条件等に関する規程の制定について、担当からお願いします。

教総課長 佐伯市教育委員会会計年度任用職員の任用、報酬及び勤務条件等に関する規程の制定について、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。理由

は会計年度任用職員の任用に伴い、必要な事項を定めたいので提出するものがあります。別紙3の22ページをご覧ください。今まで臨時職員であった者、嘱託職員であった者の全てが会計年度任用職員制度の任用に振り替わることになります。特に大きな変更点について資料に記載しております。まず、任用期間ですが、臨時について、移行前は最大6か月、一括の更新が可能で1年間の雇用でした。嘱託については1年の任用期間で最大3年の雇用が可能でした。移行後は最大1年（1会計年度）となります。ただし、任用期間満了後、再度の任用は可能となっております。次に報酬ですが、臨時について、移行前は職種ごとに定められた賃金により日額で、賞与等はありませんでした。嘱託職員につきましても職種ごとに定められた報酬により月額で、賞与等はありませんでした。移行後は正規職員と同様に給料表によるもので、その職務や責任の程度により上限号給が定められます。具体的には資料12、13ページに記載のとおり職種により金額が明記され、その額を支払うこととなりました。賞与についても最大年1.45月分とし、6月と12月に支払いします。次に有給休暇ですが、臨時について、移行前は年休が最大10日で、未使用の年休があっても繰越しはありませんでした。忌引休暇については血族の親だけが対象でした。嘱託職員は継続勤務年数に応じて日数が決められており、繰越しや忌引休暇はありませんでした。移行後は正規職員と同様に最大20日までで繰越しも可能となり、忌引休暇についても正規職員同様に配偶者の親が亡くなっても対象となりました。次に営利企業への従事ですが、臨時について、移行前は臨時以外の仕事をするときは許可が必要でしたが、移行後は許可がなくても可能となっております。ただし、服務遵守の必要があるため、職務内容や勤務時間の届出が必要となります。次に23ページの給料関係をご覧ください。第1号業務（学校主事、一般事務等）ですが日額はほとんど変わりませんが賞与が2回に分けて支給され、合計で1,659,200円が1,883,700円となり、移行前より224,500円多くなります。この金額は3年間勤めて一番高い号給になったときの例であります。第2号業務、第3号業務も同様であります。説明は以上です。

教育長           ご意見、ご質問はありませんか。

米倉委員       賞与の説明のときに「最大で」という話でしたが、会計年度は1年なので毎年同じ額の賞与が付加されていくのですか。

教総課長       資料12ページをご覧ください。第1号業務の記載に職務の級が1、号給が1とあります。これは初めて職に就いたときの額で146,100円です。3年間勤務すると右側の職務の級が1、号給が9で154,900円となり、この額が最大ということで説明させていただきました。

桑門委員       22ページの任用期間で移行前の最大3年というのはなくなるのですか。

教総課長       なくなります。



桑門委員 4年、5年継続するときも1年間の単位でよいのですか。

教総課長 はい。

桑門委員 営利企業への従事について、任命権者の許可がなくても可能ではあるけれども服  
務遵守されているかどうかのチェックをして遵守していればよいがしていなければ  
従事してはいけないと言えるのですか。

教総課長 許可は必要ありませんが届出をしてもらいますので、そのときにチェックを行い、  
必要によっては辞めていただくことも考えられます。

教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。

教育長 なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

### 議案第3号 佐伯市立幼稚園管理規則の学級編成について

教育長 議案第3号佐伯市立幼稚園管理規則の学級編成について、担当からお願いしま  
す。

学教課長 佐伯市立幼稚園管理規則第6条第3項の規定により、学級の編成を、学級を異な  
る年齢の幼児で編成できる場合の特別の事情について承認を求めるものでありま  
す。根拠条文の「学級の編成」で、第1項は「幼稚園の学級は、園長が編成する。」、  
第2項は「前項の学級は、学年の初めの日前日において、同じ年齢にある幼児で  
編成し、1学級の幼児数は、35人以下とする。」、第3項で「園長は、特別の事情  
があるときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て、学級を異な  
る年齢の幼児で編成し、又は35人を超えて編成できるものとする。」となってお  
り、今回、特別な事情があるため教育委員会の承認を得るものであります。特別  
の事情とは、学年の初めの日前日において、5歳児と4歳児の合計人数が10人  
以下となった場合であり、編成内容は混合保育（1クラス）とするものでありま  
す。理由は、遊びや制作活動等における学びの広がりや深まり等の教育効果に鑑  
み、一定程度の人数による学習集団が必要なためです。今回、想定される幼稚園  
はよのうづ幼稚園であります。資料54ページをご覧ください。今年度までは5  
歳児と4歳児の合計が二桁（11人）ありました。来年度は5歳児が5人、4歳児  
が1人の計6人で10人を下回ることとなります。4歳児の1人では、学びの広が

り等を考えたときに保育ができにくいいため、1クラスにできないかと考えております。また、財政面から考えても職員等の配置人数が変わってくるため、2クラスは困難と考えております。10人という基準は、佐伯市幼稚園と保育園の在り方検討委員会の中で集団の適正規模を検討しておりますが、下限を10人に設定するのがよいのではという議論になっているためです。説明は以上です。

教育長 今後も同様の事情が発生したら、混合保育を行っていくこととなります。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

教育長 なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

教育長 以上で予定した議事を終了します。ありがとうございました。

#### 報告事項等

- (1) 令和2年1月27日発生の豪雨による学校の被災状況について
- (2) 教職員の交通事故について
- (3) 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定に伴う専決処分について
- (4) 次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第2回佐伯市教育委員会を終了します。

終了17時41分